

財團
法人 人口問題研究会要覽

AN OUTLINE OF THE FOUNDER

昭和 32 年

1957

財團 法人 人口問題研究会

Foundation-Institute for Research
of Population Problems In Japan

東京都千代田区霞ヶ関 2 の 1
厚生省内 電話 東京 (59) 4816

2-chome Kasumigaseki
Chiyoda-Ku. Tokyo, Japan.

Tel. (59) 4816

目 次

1. 沿革	1
2. 財團法人口問題研究会寄附行為	2
3. 財團法人口問題研究会処務規程	7
4. 財團法人口問題研究会会計規則	8
5. 財團法人口問題研究会会員規則	11
6. 顧問及び役員名簿	12
7. 事業	18
イ. 事業計画	18
ロ. 事業概要	19

附 錄

人口対策委員会設置要綱並びに委員名簿	22
新生活指導委員会設置要綱並びに委員名簿	28
人口対策としての家族計画の普及に関する決議	32
人口収容力に関する対策要綱決議	35
潜在失業対策に関する決議	46
新生活運動指導要綱	56

一 沿革

大正末期において、わが国の人口と食糧との不均衡問題によつて人口問題への関心が高まり、昭和2年政府は人口食糧問題調査会を設置して、この問題を審議せしめたが、昭和5年これを廃止した。人口問題は、国民生活の根本的事項であり短期又は弥縫的対策では、その核心に触れ基本的方策を見出すことは至難であつて、真にこれが解決の万全を期するためには、人口問題の恒久的調査研究機関の必要が痛感され人口食糧問題調査会は、これを政府に建議して解散した。

しかるに昭和7年、ときあたかも世界経済恐慌の波及により、人口問題の重要性が確認されるに至つたので、当時の社会局発起のもとに、人口食糧問題調査会当時の委員たる官民の有志会合の上、本会の創立を決議し、その実現に努めた結果、昭和8年10月27日、財団法人としての本会が誕生したのである。

その後、国内情勢の推移に応じてわが国の人囗問題の解決に資するための人口政策の推進に多大の成果をあげたのであるが、戦後における社会情勢の混乱のため、その活動は一時停止のやむなきに至つたが、戦後いよいよ加重し来つた人口圧力は単に国民経済の自立を遅滞させているばかりでなく、国民生活の向上発展にも多大の障害となりつつある実情と、関係各方面よりの要望もあり、昭和25年末より銳意本会の組織および役員の整備拡充を図つて再建を練つていたが、昭和26年4月23日厚生大臣室において評議員総会を開き、新役員を選出して、自立経済の確立と人口の自主的統制等の人口問題解決に関する諸方針を決定し、ここにますますその機能發揮に努めることになつたのである。

二 財団法人口問題研究会寄附行為

昭和15年4月1日	第4章一部改正
昭和16年8月1日	第3章第5章一部改正
昭和26年3月20日	第3章第4条一部改正
昭和27年11月15日	第5章第6条一部改正
昭和30年10月31日	第3章第4条・第5章第8条 一部改正

第1章 名 称

第1条 本会は、財団法人口問題研究会と称する。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は、我国人口問題の解決に資するため、諸般の調査及び研究を行い、且つ、人口問題研究諸団体との連絡を図り、併せて人口政策の樹立並びに人口問題に関する諸施設の整備並びに改善の促進を期することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するため、つぎの事業を行う。

1. 人口問題に関する調査及び研究
2. 人口問題に関する資料の蒐集及び整備
3. 国内人口問題研究諸機関及び研究者との連絡提携
4. 国外人口問題研究諸団体との連絡及び資料の交換
5. 調査、研究結果の発表
6. 政府の諮詢に対する答申又は建議
7. 人口問題に関する啓蒙宣伝に関する事業
8. 其の他、前条の目的を達するため必要な事業

第3章 事 務 所

第4条 本会は、事務所を東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地厚生省内に置く。

本会は必要があれば、地方に支部を設けることが出来る。

第4章 会員

第5条 会員を分けて、特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員の四種とする。

特別会員は、本会に功労ある者、又は学識名望ある者を理事会においてこれを推薦する。

維持会員、終身会員及び通常会員は、本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納入するものとする。

その入会、退会並びに会費の納入に関する規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第5章 役員職員及び顧問

第6条 本会につぎの役員を置く。

1. 理事長	1名
1. 常任理事	10名以内
1. 理事	50名以内
1. 監事	2名
1. 評議員	若干名

第7条 理事長は、常任理事中より互選によつてこれを定める。理事長は、本会を代表して会務を統轄する。

理事長故障あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の予め指名した常任理事が順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第8条 理事は、評議員会において、評議員の互選によつてこれを定める。

但し理事の中2名は厚生大臣官房企画室長及び、厚生省人口問題研究所長の職にある者をもつてこれに當てる。

第9条 常任理事は、理事会の互選によつてこれを定め、会務を分掌する。

第10条 監事は、評議員会の議決により、理事長これを委嘱する。監事は、業務執行及び資産状況を監査する。

第11条 評議員は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第12条 役員の任期は3年とする。但し再任は妨げない。

補欠のため、就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 役員の任期満了したときは、後任者の就職するまで前任者が其の職務を行う。

第14条 本会につきの職員を置き、理事長がこれを任命又は委嘱する。

- | | |
|--------|-----|
| 1. 研究員 | 若干名 |
| 1. 助手 | 若干名 |
| 1. 幹事 | 若干名 |
| 1. 書記 | 若干名 |

第15条 研究員は、調査研究に従事する。

助手は研究員の調査研究を補佐する。

第16条 幹事は、理事長の指揮をうけて、庶務及び会計を処理する。

書記は、上司の指揮をうけて、庶務及び会計に従事する。

第17条 人口問題の調査研究並びに研究員の指導のため、主査及び副主査を置く。主査及び副主査は理事及び評議員の中から、理事長がこれを委嘱する。

第18条 本会に顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

第6章 理事会

第19条 理事会の議決すべき事項はつぎのとおりとする。

1. 評議員会に附議すべき事項
2. 人口問題に関する調査研究事項
3. 財産の管理及び処分
4. 寄附の受諾
5. 寄附行為の変更及び規則の制定、変更
6. 其の他、理事長が必要と認めた事項

第20条 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。

理事三分の一以上から請求があつたときは、理事会を招集しなければならぬ

い。理事長が必要と認めたとき、書面による表決を求める、招集に代えることができる。

第21条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第22条 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつてこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第7章 評議員会

第23条 評議員会の議決すべき事項は、つぎのとおりとする。

1. 歳入、歳出予算に関する事項。
2. 決算及び事業執行状況の報告に関する事項。
3. 其の他、理事長が必要と認めた事項

第24条 評議員会は、毎年一回これを招集する。但し、理事長が必要と認めたときは隨時にこれを招集することができる。

評議員三分の一以上から請求があつたときは評議員会を招集しなければならない。

第25条 第21条及び第22条の規定は、評議員会にこれを準用する。

第8章 資金及び会計

第26条 本会に基本財産を置く。

基本財産の積立、管理及び処分方法は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第28条 本会の経費は、つぎに掲げるものをもつて支弁する。

1. 基本財産以外の資産
2. 寄附金
3. 会費
4. 其の他の収入

第9章 附 則

第29条 本会の事務執行に関して必要な規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第30条 本寄附行為を変更しようとするときは、理事三分の二以上の同意を得なくてはならない。

第31条 本法人設立当時の理事はつぎのとおりである。

男爵 柳 沢 保 恵	男爵 藤 村 義 朗
永 井 亨	那 須 皓
山 川 端 夫	下 村 宏
堀 切 善 次 郎	河 田 烈
長 谷 川 趣 夫	吉 田 茂
富 田 愛 次 郎	丹 羽 七 郎
井 上 雅 二	

三 財団法人口問題研究会処務規程

- 第 1 条 本会の事務は別に規定のあるものの外本規程により処理する。
- 第 2 条 本会の常務は常任理事の決裁により処理する。但し重要な事項は理事長の決裁を経なければならない。
- 第 3 条 本会に到達する文書は書記が接受し、親展書を除き開封の上、件名番号等を薄冊に登録し、各主管係員に配布する。親展書は封緘の儘記名者に配布の上、領収印を受ける。
- 第 4 条 主管係員が文書を接受したときは、幹事の指揮をうけ速かに処理案を具し、決裁を受けなければならない。
- 第 5 条 現金その他有価証券を接受したときは金額、種類等を明記して別に定める会計規則により収納しなければならない。
- 第 6 条 常任理事不在のときは、常任理事の委任した理事が其の職務を代行する。
- 第 7 条 本会より発送する文書は書記が其の件名、番号を薄冊に登録しなければならない。
- 第 8 条 完結文書は書記が整理保存しなければならない。
- 第 9 条 本会より発送する文書其他に使用する印章は書記がこれを押捺しなければならない。

四 財団法人口問題研究会会計規則

第1章 総 則

第1条 寄附金、会費、其の他の一切の収入を歳入とし、一切の経費を歳出とする。

第2条 一会计年度の出納は翌年5月31日に閉鎖する。出納閉鎖後の収入、又は支出は、現年度の歳入、又は歳出とする。

第3条 各年度において、歳計に剩余があるときは、翌年度の歳入に編入しなくてはならない。

第4条 本会の収入は、確実な銀行、又は信託会社若しくは郵便官署に預入し、支出は現金払、又は小切手、振替貯金若しくは振替払によるものとする。

第2章 予 算

第5条 歳入歳出の予算は前年度二月末日迄に調整し三月末日迄に評議員会の議決を受けなければならない。

第6条 歳入歳出予算は、一般会計毎に調製し、款、項、目に区分するものとする。

第7条 避けられない予算の不足を補うため、又は予算外に生じた必要な費途に充てるため予備費を設けることが出来る。

第3章 収入及び支出

第8条 収入、及び支出は、常任理事の決判により執行するものとする。但し本会事務所所在地外において開催する講演会、其の他の会合に必要な経費、鉄道貨物運賃その他現場支払に要する経費並びに委託購入に要する経費については、本会職員に現金支払を為さしめるため、現金前渡すことができる。

前項の現金前渡を受けた職員は支払完了のものについては、事務所所在地帰着後一週間以内に支払証憑書を添え精算書を提出しなくてはならない。

第9条 経費は予算に定めた目的以外に使用し、又は各款の金額を流用するこ

とはできない。

各項の金額を流用する場合は、理事長、各目の金額を流用する場合は常任理事の決判をうけなければならない。

第10条 予算内の支出経理上必要があれば一時借入をなすことができる。

前項の借入金はその会計年度の収納により償還するものとする。

第4章 決 算

第11条 決算は翌年度7月31日迄に予算の様式によつて決算報告書を調製の上監事の意見を附して翌年度内に評議員会に提出するものとする。

第5章 契 約

第12条 物品の購入、印刷、其の他の契約を行う場合は二人以上の見積書を徵して、其の最低価格の者と契約を締結しなくてはならない。但し、つぎに掲げる場合には一人の見積書によつて締結することができる。

1. 契約の性質、又は目的が競争を許さない場合
2. 急速を要し、競争に対する暇がない場合
3. 労力の供給、又は運送を請負わせる場合
4. 契約代金20万円を超えない場合

第13条 前条の契約は常任理事の名を以て締結するものとする。

第14条 契約代金20万円を超える場合は契約の目的、履行の期限契約違反の場合の保証金の処分、危険の負担其の他必要な事項を詳細に記載した契約書を作製しなくてはならない。

第6章 物 品 出 納

第15条 物品はつぎの区分により取扱わなければならない。

1. 備 品 (器具、機械、図書。)
2. 消 耗 品 (用紙類、雑用品。)
3. 印紙切手類 (郵便切手、郵便葉書、収入印紙、電車、乗合自動車乗車券。)

第16条 不用品は売却の手続き、破損品、又は毀損品は、修繕の手続きをなさ

なくてはならない。

修繕を加えても使用に堪えない物は棄却することができる。

前二項の手続きは、常任理事の指揮によらなくてはならない。

第 7 章 帳簿

第17条 金銭及び物品の出納を登記するため、つぎの帳簿を備えなければならぬ。

1. 予算差引薄
2. 現金出納薄
3. 物品出納薄

第18条 現金、及び有価証券収納のため受領証薄を備えなければならない。

第 8 章 雜則

第19条 現金及び有価証券、又は物品の出納事務を掌る職員は、出納の責任を負うものとする。

前項の職員故意、又は過失により現金、有価証券又は物品を亡失、又は毀損したときは賠償の責に任ざるものとする。

第20条 本規則により難いものがある場合特に其の規定を設けることができる。

五 財団法人口問題研究会会員規則

昭和 26 年 3 月 20 日第 1 条一部改正

昭和 32 年 3 月 30 日第 1 条一部改正

第 1 条 本会寄附行為第 4 章第 5 条の規定により特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員を置く。

特別会員は、本会に功労ある者、又は学識名望ある者にして、理事会において推薦したものとする。維持会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員、又は会員の紹介により本会の事業援助するため、一箇年一口金 1 万円以上、又は一時金一口金 6 万円以上を醵出するものとする。通常会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員、又は会員の紹介により入会したものとする。通常会員は、会費として年額金 1 千円を毎年 3 月末日までに納付するものとする。

第 2 条 会員には、本会発行の図書、定期刊行物其の他の印刷物を無料、又は実費にて頒布する。

第 3 条 会員の住所、氏名に異動を生じたるときは、直ちに其の旨届出るものとする。

第 4 条 通常会員が退会しようとするときには、其の旨届出なくてはならない。この場合既に納入した会費は返還しないものとする。

第 5 条 通常会員が会費の納入を怠つた場合には会員たることを取消すことあるべきこと。

附 則

本則は昭和 26 年 3 月 20 日より施行する。

六 財団法人口問題研究会顧問及び役員名簿

(A. B. C順)

顧 問

林 謙	治	元厚生大臣 衆議院議員
広瀬 久	忠	元厚生大臣 参議院議員
一万田 尚	登	前大蔵大臣 衆議院議員
石川 一	郎	前経済団体連合会々長
石坂 泰	三	東芝社長 経済団体連合会々長
黒川 武	雄	元厚生大臣 参議院議員
前田 多	門	元文部大臣 前新生活運動協会々長
松岡 駒	吉	元衆議院議長 衆議院議員
永井 潜		医博
那須 皓		農博 農村更生協会々長
佐々木 行	忠	元人口問題研究会々長
渋沢 敬	三	元大蔵大臣
下村 宏		法博 人口問題審議会々長 元国務大臣
下条 康	磨	経博
高橋 竜太郎		元文部大臣 参議院議員 元日本商工会議所会頭 参議院議員
山川 端	夫	法博
吉武 恵	市	元労働大臣

理 事 長

永井 亨	経博 人口問題審議会々長代理
------	-------------------

常任理事

本	多	竜	雄	厚生省人口問題研究所調査部長
北	岡	寿	逸	経博 国学院大学教授
古	屋	芳	雄	医博 日本家族計画連盟会長
黒	木	利	克	厚生大臣官房企画室長
岡	崎	文	規	経博 厚生省人口問題研究所長
館			稔	厚生省人口問題研究所総務部長
寺	尾	琢	磨	経博 慶大教授
床	次	徳	二	元外務次官 衆議院議員

理事

愛	知	揆	一	元通商産業大臣 衆議院議員
安	芸	皎	一	工博 科学技術庁科学審議官
渥	美	育	郎	日伯中央協議会副会長
新	居	善	太郎	母子愛育会理事長 元厚生省社会局長
藤	林	敬	三	経博 慶大教授
藤	田	友	作	参議院専門委員
波	多	野	鼎	経博
池	田	謙	藏	三菱信託銀行社長
稻	葉	秀	三	国民経済研究協会理事長
賀	川	豊	彦	全国農民組合理事長
亀	山	孝	一	元厚生次官 衆議院議員
加	納	久	朗	国際文化振興会理事長
△葛	西	嘉	資	元厚生次官 日赤副社長
加	藤	英	市	厚生大臣官房統計調査部長
加	藤	シズ	エ	参議院議員

小林 中	前日本開発銀行總裁
小山 進次郎	厚生省保險局次長
三原 信一	毎日新聞社人口問題調査会事務 局長
美濃口 時次郎	経博 名大教授
水島 治夫	医博 九大教授
森田 優三	経博 前総理府統計局長
瀧尾 弘吉	文部大臣
野村 兼太郎	経博 慶大教授 日本ユネスコ国内委員会委員
小汀 利得	日本經濟新聞社顧問
岡田 文秀	元厚生次官
大河内 一男	経博 東大教授
小沢 竜	医博 厚生省医務局長
斎藤 潔	医博 国立公衆衛生院長
清水 慎三	日本労働組合總同盟
曾田 長宗	医博 国立公衆衛生院次長
高田 浩運	厚生省児童局長
武井 群嗣	元厚生次官 済生会理事長
千葉 三郎	元労働大臣 衆議院議員
東畑 精一	農博 東大教授
鳥谷 寅雄	海外移住中央協会理事
上原 輲三郎	農博 北大名誉教授
牛丸 義留	厚生大臣官房總務課長
山中 篤太郎	経博 一橋大学教授
山際 正道	日本銀行總裁 経済同友会理事

吉 阪 俊 藏 元東京商工会議所常務理事
安 井 誠 一 郎 東京都知事

監 事

諸 井 貫 一 秩父セメント社長
矢 野 一 郎 第一生命社長

評 議 員

赤 木 朝 治	元内務次官 済生会々長
赤 松 常 子	参議院議員
天 野 景 康	医 博
青 柳 一 郎	前衆議院議員
土 岐 章	発明協会理事
藤 原 勘 治	前毎日新聞社社友
福 田 邦 三	医 博 東大教授
福 田 昌 子	医 博 衆議院議員
浜 口 雄 彦	前東京銀行頭取
長 谷 部 言 人	医博 理博 東北大名誉教授
林 恵 海	文 博
本 庄 栄 次 郎	経 博 東大名誉教授
飯 塚 浩 二	東大教授
今 村 讓	厚生省児童局企画課長
井 上 な つ え	元参議院議員
勝 俣 稔	結核予防会理事長 参議院議員
川 上 理 一	医 博 公衆衛生院衛生統計学部長

河	崎	ナ	ツ	元參議院議員
木	原	均	理 博	國立遺傳學研究所長
木	内	信	理 博	東大教授
小	林	珍	雄	上智大教授
小	林	尋	次	元厚生省人口局長
近	藤	康	男	農 博
小	坂	寛	見	外務事務官
小	山	栄	三	東大講師
久	慈	直	太 郎	医 博 日赤産院長
馬	島	間	間	医 博 日本産兒調節連盟委員長
増	田	甲	子 七	元労働大臣
松	村	勝	次 郎	農政調査会理事
南		亮	三 郎	経博 中央大教授
三	浦	岱	栄	桜町病院長
森	山		豊	医 博 横浜市立大教授
村	岡	花	子	日本ユネスコ国内委員会委員
中	川	友	長	経 博 中央大教授
野	尻	重	雄	東京教育大教授
西	倉	俊	一	財團法人口対策協会理事長
西	野	入	徳	早大教授
野	口	正	造	生命保険協会常務理事
小	田	橋	貞 寿	衆議院専門委員
小	倉	武	一	食糧庁長官

奥	むめお	全国主婦連合会会長 参議院議員
大	来 佐 武 郎	経済企画序計画部長
佐	倉 重 夫	三菱経済研究所長
齊	藤 邦 吉	労働次官
瀬	木 三 雄	医 博 東北大教授
高	田 保 馬	文 博 京大名誉教授
高	岡 熊 雄	農博 法博
谷	口 弥 三 郎	医 博 元日本医師会会長 参議院議員
谷	野 せ つ	労働省婦人少年局長
暉	峻 義 等	医 博
津	田 正 夫	新聞協会事務局長
渡	辺 定	医 博 寿命学研究会理事長
山	川 菊 栄	元労働省婦人少年局長
山	口 正 義	医 博 厚生省公衆衛生局長
山	本 杉	医 博
山	高 し げ り	地域婦人団体連合会々長
吉	益 偲 夫	医 博

幹 事

篠	崎 信 男
上	田 正 夫
木	屋 善 太 郎
岡	師 光 男

七 事 業

イ. 事 業 計 画

I 一般方針

わが国人口問題の実態を明らかにし、人口問題に関する健全なる知識思想の啓発宣伝を図り、人口対策の樹立徹底を期する。

II 調査および研究

(1) 調査研究

1. 人口問題に関する基礎的調査研究
2. 人口対策に関する調査研究

(2) 委託調査

本会において必要と認めた事項について隨時適切な機関または専門の研究者に調査研究を委託する。また関係機関より人口に関する調査研究の委託を受けたときはその都度これを実施する。

(3) 実地調査

適当な場所を選定の上実施する。

III 国内における連絡

調査研究の推進を期するとともに、人口対策の樹立実施に資するため、関係官庁または関係研究機関、専門研究者と緊密な連絡提携を図る。

IV 海外との連絡

諸外国における関係調査研究機関、研究者と連絡提携を図り、資料の収集、交換を行い調査研究の促進に努める。

V 資料の収集

広く人口問題に関する内外の資料の収集をなし、整備に努める。

VI 人口対策委員会の開催

人口問題および人口対策に関する各般の事項の審議研究をなし、現情勢に適応した人口対策の樹立、実施に資するため本委員会を開催する。

VII 新生活指導委員会の開催

人口対策の見地から新生活指導に関する重要な事項の審議研究をなし、更にこの運動の普及促進を図るため各種の現地指導を行う。

VIII 公開講演会の開催

人口問題に関する知識の普及と人口対策の促進を期するため、公開講演会を開催する。

IX 出版物の刊行

(1) 機関誌の発行

人口に関する調査研究を促進するため機関誌「人口問題」を復刊する。

(2) 人口問題調査研究資料の刊行

本会において調査研究した結果および、情勢に応じその都度必要関係資料を印刷発行する。

(3) 人口問題啓発宣伝のため小冊子を印刷発行する。

X 政府に対する建議

緊急重要課題について隨時政府に建議し、人口対策の促進を図る。

XI 会員組織の拡大強化

本会の趣旨の徹底に努め、会員組織の拡大強化を図る。

口. 事 業 概 要

昭和8年10月創立以来国庫より毎年補助金の交付により事業を為し、人口政策の推進に多大の成果を挙げたが、戦後社会情勢の急変に伴い国庫補助が停止され本会の機能は全く失われ、これが再建並びに事業運営資金に充てるため寄附金の募集を開始、同時に本会の組織および役員の整備拡充を図り、人口対策の確立とその強力なる実施に資するため昭和28年5月本会に人口対策委員会を設置、引き活潑なる審議を行い、昭和29年9月、人口対策としての家族計画の普及に関する決議を行い、政府に建議、また昭和30年1月、人口収容力に関する対策要綱を決議、昭和31年12月、潜在失業対策に関する決議を決議し、その都度政府に建議した。

また人口対策の見地から生活指導に関する重要な事項を審議し、この種の職域的、地域的生活指導運動を国民的に展開し、関係諸機関及び諸団体の連絡協調を

図るため、昭和29年7月、本会に新生活指導委員会を設置し、引き続き審議を行つてゐる。

なお、わが国人口問題の現状を広く認識せしめるため、つぎのとおり事業を行つた。

1. 印刷物の発行

○日本人口白書 (昭和26年9月)

○人口問題資料第53号 創立20周年記念公開講演会講演集 (第15集)

(昭和28年5月)

○人口問題資料第54号 人口問題講演会講演集 (第16集)

(昭和28年11月)

○人口問題資料第55号 人口問題講演会講演集 (第17集)

(昭和29年12月)

○人口問題資料第56号 第1回新生活指導幹部講習会概要

(昭和30年7月)

○人口問題資料第57号 第1回新生活指導員養成講習会

並びに家族計画実地指導員再教育講習会概要

(昭和32年2月)

2. 公開講演会の開催

○創立20周年記念公開講演会

後援 厚生省・毎日新聞社

日時 昭和28年5月25日 午後1時半

場所 每日新聞社5階大会議室

次第 開会の挨拶 経博 永井 亨

日本の人口問題 法博 下村 宏

日本経済の動向と人口問題 経済同友会 政策委員長 工藤昭四郎

雇用と人口 経博 東大教授 大河内一男

家族計画の過去及び現在 経博 慶大教授 寺尾琢磨

閉会の挨拶

経 博
人口問題研究所長

岡崎文規

○人口問題講演会

後援 朝日新聞大阪本社

日時 昭和28年11月25日 午後1時半

場所 朝日新聞大阪本社 4階講堂

次第 挨拶 経博 永井亨

日本の人口問題のあり方 経博 山中篤太郎
一橋大教授

国際情勢からみた
日本の人口問題 農博 那須皓
東大名誉教授

わが国人口問題の見透し 法博 下村宏

○人口問題講演会

後援 厚生省・読売新聞社

日時 昭和29年12月13日 午後1時半

場所 読売ホール

次第 閉会の挨拶 経博 永井亨

1954年世界人口会議を通じてみた世界の人口問題 人口問題研究所 総務部長
館 稔

1955年国際家族計画会議の開催について 経博 下条康麿

人口問題審議会の決議に関する世論の反響について 社会党顧問 松岡駒吉

人口問題の見地よりみたデフレ下の失業対策 経博 藤林敬三
慶大教授

閉会の挨拶 法博 下村宏

映画 受精の生理

受胎調節のメカニズム

解説 医博 村松稔

[附 錄]

財団法人口問題研究会人口対策委員会設置要綱

(昭和 28 年 6 月 5 日)

1. 概 要

本会においては、つとに昭和 21 年、人口対策委員会を設置して、戦後における人口対策の基本方針の大綱を決議し、わが国戦後の人口対策の方向を明らかにして関係方面的の注目をひいたが、遺憾ながら、資金難のためこれを中止するの止むなきに至つた。最近においては、わが国の人口情勢は漸く戦後の混乱的状態を脱し、一定の傾向を明らかにし総合的人口対策の確立とその強力なる実施が痛切に要望せられるに至つた。しかるに、いまだ人口対策の確立をみるに至らない状態であつて、この際、この使命にかんがみ、本会においては、常設の人口対策委員会を設置して、人口対策の基本方針と具体的な施策を審議し、隨時その結果を発表するとともに、政府の人口対策確立とその実施に寄与し、緊迫したわが国人口問題解決に資することとする。

2. 目 的

わが国人口問題の重大性にかんがみ、本会においては人口対策委員会を常設し、関係方面的の学識経験者を集め、その協力によつて、社会的、経済的見地から総合的人口対策に関し、科学的かつ具体的に審議をつくし、人口対策の確立とその強力なる実施に資することを目的とする。

3. 組 織

1. 本会顧問及び役員中 60 名以内を委員とする。
2. 必要に応じ本委員会の決議によつて委員を追加することができる。
3. 本委員会の会長は本会理事長とする。

4. 本委員会に、差当り、次の特別委員会を置く。
 - (1) 人口と生活水準に関する特別委員会。
 - (2) 人口の量的質的調整に関する特別委員会。

必要ある場合には、本委員会の決議によつて右の外に特別委員会を置くことができる。
5. 特別委員会の委員長は委員会の承認を得て会長これを委嘱する。
6. 必要ある場合には各特別委員会に小委員会を置く。

小委員会の委員長はその特別委員会の決議によつて本委員会会長これを委嘱する。
7. 本委員会に幹事若干名を置く。

本委員会の幹事は本会の幹事がこれに當る。ただし、必要ある場合には、本委員会会長は新たに幹事を委嘱する。

4. 運 営

1. 本委員会の審議課題は本委員会の議決によつてこれを定める。
2. 本委員会は適実なる課題を定めて常時継続的に審議するものとする。
3. 本委員会において特定の課題について審議を終えたときはこれを発表し、または政府に建議する。
4. その他、本委員会運営上必要な事項は本委員会においてこれを決議する。

財団法人人口問題研究会人口対策委員会委員名簿

(本会顧問及び役員名簿の順)

氏	名	役	名
廣瀬	久忠	顧問	参議院議員
石坂	泰三	顧問	東京芝浦電気株式会社々長
前田	多門	顧問	前新生活運動協会々長

松岡駒吉	顧問	衆議院議員
永井潛	顧問	医学博士
那須皓	顧問	農学博士 農村更生協会々長
下村宏	顧問	法学博士 人口問題審議会々長
下条康麿	顧問	経済学博士 参議院議員
永井亨	理事長	経済学博士
北岡寿逸	常任理事	経済学博士 国学院大学教授
古屋芳雄	常任理事	医学博士 日本家族計画連盟会長
小山進次郎	常任理事	厚生省保険局次長
岡崎文規	常任理事	経済学博士 人口問題研究所長
館崎文規	常任理事	人口問題研究所総務部長
床次徳二	常任理事	衆議院議員
寺尾琢磨	常任理事	経済学博士 慶應義塾大学教授
本多竜雄	常任理事	人口問題研究所調査部長
愛知揆一	理事	衆議院議員
安芸皎一	理事	工学博士
渥美育郎	理事	日伯中央協議会副会長
新居善太郎	理事	母子愛育会理事長
藤林敬三	理事	経済学博士 慶應義塾大学教授
波多野鼎	理事	経済学博士
池田謙藏	理事	三菱信託銀行社長
稻葉秀三	理事	国民経済研究協会理事長
賀川豊彦	理事	全国農民組合理事長
葛西嘉資	理事	日本赤十字社副社長
加藤シズエ	理事	参議院議員
三原信一	理事	毎日新聞社人口問題調査会事務局長
美濃口時次郎	理事	経済学博士 名古屋大学教授
森田優三	理事	経済学博士
野村兼太郎	理事	慶應義塾大学教授 日本學術會議ユネスコ国内委員会委員

灘	尾	弘	吉	理	事	文部大臣
武	井	群	嗣	理	事	済生会理事長
鳥	谷	寅	雄	理	事	海外移住中央協会理事
大	河	内	一	理	事	経済学博士 東京大学教授
小		沢	男	理	事	医学博士 厚生省医務局長
千		葉	竜	理	事	衆議院議員
山	際	三	郎	理	事	経済同友会理事 日本銀行総裁
山	中	正	道	理	事	経済学博士 一橋大学教授
龜	山	篤	太	理	事	元厚生次官 衆議院議員
小	亀	孝	一	理	事	日本經濟新聞社顧問
諸	汀	利	得	監	事	秩父セメント株式会社々長
矢	井	貫	一	監	事	第一生命保険相互会社々長
福	田	邦	郎	評	員	医学博士 東京大学教授
林		恵	三	議	員	文学博士
浜	口	雄	海	評	員	前東京銀行頭取
飯	塚	浩	彦	評	員	東京大学教授
河	崎	ナ	二	議	員	元参議院議員
木	内	信	ツ	議	員	理学博士 東京大学教授
小	林	珍	藏	評	員	上智大学教授
小	林	尋	雄	議	員	元厚生省人口局長
小	坂	次	見	評	員	外務事務官
小	山	亮	三	議	員	東京大学講師
南	山	三	郎	評	員	経済学博士 中央大学教授
森		山	豊	議	員	医学博士 横浜市立大学教授
村	岡	花	子	評	員	日本ユネスコ国内委員会委員
中	川	友	長	議	員	経済学博士 中央大学教授
西	野	入	徳	評	員	早稲田大学教授
野	尻	重	雄	議	員	東京教育大学教授
谷	口	弥	郎	評	員	医学博士 参議院議員

渡辺 定	評議員	医学博士	寿命学研究会理事長
山口 正義	評議員	医学博士	厚生省公衆衛生局長
山本 杉	評議員	医学博士	
幹事			
篠崎 信男			
上田 正夫			
木屋 善太郎			
岡師 光男			

財団法人人口問題研究会人口対策委員会 特別委員会委員名簿

(順序不同)

1. 人口と生活水準に関する特別委員会

委員長	山中篤太郎	経済学博士	一橋大学教授
委員	林 恵海	文学博士	
委員	美濃口時次郎	経済学博士	名古屋大学教授
委員	森田 優三	経済学博士	
委員	南 亮三郎	経済学博士	中央大学教授
委員	藤 林 敬三	経済学博士	慶應義塾大学教授
委員	安 芸 皎一	工学博士	
委員	飯 塚 浩二	東京大学教授	
委員	稻 葉 秀三	国民経済研究協会理事長	
委員	木 内 信 藏	理学博士	東京大学教授
委員	山 際 正 道	経済同友会理事	日本銀行総裁
委員	波 多 野 鼎	経済学博士	
委員	大 河 内 一 男	経済学博士	東京大学教授

委員	野尻	重雄	東京教育大学教授
委員	永井	亨	経済学博士
委員	武井	群嗣	済生会理事長
委員	寺尾	琢磨	経済学博士 慶應義塾大学教授
委員	岡崎	文規	経済学博士 人口問題研究所長
委員	館	稔	人口問題研究所総務部長
委員	本多	竜雄	人口問題研究所調査部長
幹事	黒田	俊夫	

2. 人口の量的、質的調整に関する特別委員会

委員長	寺尾	琢磨	経済学博士 慶應義塾大学教授
委員	北岡	寿逸	経済学博士 国学院大学教授
委員	古屋	芳雄	医学博士 日本家族計画連盟会長
委員	福田	邦三	医学博士 東京大学教授
委員	渡辺	定	医学博士 寿命学研究会理事長
委員	鳥谷	寅雄	海外移住中央協会理事
委員	小坂	寛見	外務事務官
委員	小沢	竜	医学博士 厚生省医務局長
委員	山本	杉	医学博士
委員	小山	栄三	東京大学講師
委員	森山	豊	医学博士 横浜市立大学教授
委員	永井	亨	経済学博士
委員	岡崎	文規	経済学博士 人口問題研究所長
委員	館	稔	人口問題研究所総務部長
幹事	篠崎	信男	

財団法人口問題研究会新生活指導 委員会設置要綱

(昭和29年7月30日)

1. 趣旨

わが国が当面するきびしい人口問題を解決に導く根本は国民各自が真にこれに適合する近代的、道徳的、合理的、計画的な日常生活を営むにある。

国民生活の現状をかえりみれば、人口対策の見地からこのようにその生活を指導することが、人口対策徹底の根本的要件であり、国民生活を通じて人口問題の解決を促進する基礎である現下喫緊の要務といわなければならぬ。

ここにかんがみ、本会は学識経験者を集めて新生活指導委員会を設け、人口対策の見地から生活指導に関する諸般の重要事項を審議検討し、職域的、地域的生活指導運動の基礎に役立てようとするものである。

2. 名称

本委員会はこれを財団法人口問題研究会新生活指導委員会と称する。

3. 目的

本委員会は人口対策の見地から生活指導に関する重要な事項を審議し、この種の職域的、地域的生活指導運動を国民的に展開し、関係諸機関および諸団体の連絡協調を保ちながら人口問題解決の根本に資することを目的とする。

4. 組織

- (1) 本会顧問、役員およびその他の学識経験者70名以内を委員とし、本会理事会の承認を経て理事長これを委嘱する。
- (2) 本委員会の会長は本会理事長とする。
- (3) 必要ある場合には本委員会の決議によつて小委員会を置くことができる。

小委員会の委員長は委員会の承認を得て会長これを委嘱する。

- (4) 本委員会に幹事若干名を置く。

幹事は財団法人人口問題研究会幹事がこれに当る。ただし、必要ある場合には、本委員会会长は別に幹事を委嘱することができる。

5. 運 営

- (1) 本委員会の審議事項は本委員会の議決によつてこれを定める。
(2) 本委員会は実践的事項を定めてこれを審議する。
(3) 本委員会において特定の事項について審議を終えたときはこれを決議として本会に報告する。

この決議の処理は重要な事項については本会理事会の議決によつて定める。

- (4) その他、本委員会運営上必要な事項は本委員会においてこれを決議する。

財団法人人口問題研究会新生活指導 委員会委員名簿

(A. B. C 順)

1 足 立 正	ラヂオ東京社長	日本生産性本部会長
2 新 居 善 太 郎	母子愛育会理事長	
3 太 宰 博 邦	元厚生省児童局長	
4 藤 田 た き	元労働省婦人少年局長	
5 藤 原 勘 治	毎日新聞社社友	
6 福 田 邦 三	東大教授 医博	
7 原 富 男	社会道徳協会常任理事 文博	
8 荷 見 安	全国農業協同組合中央会会長	
9 本 多 竜 雄	厚生省人口問題研究所調査部長	

- | | | | | | |
|----|---|---|----|----|------------------|
| 10 | 井 | 上 | 寿 | 徳 | 日本钢管労務部次長 |
| 11 | 菅 | 野 | 義 | 丸 | 前新生活運動協会事務局長 |
| 12 | 葛 | 西 | 嘉 | 資 | 日本赤十字社副社長 |
| 13 | 加 | 藤 | シズ | エ | 参議院議員 |
| 14 | 北 | 岡 | 寿 | 逸 | 国学院大学教授 経博 |
| 15 | 木 | 山 | 茂 | 彦 | 常磐炭礦磐城礦業所総務部次長 |
| 16 | 駒 | 田 | 栄 | | 厚生技官 国立公衆衛生院 |
| 17 | 小 | 牧 | 泰 | 介 | 日本钢管取締役 |
| 18 | 近 | 藤 | 清 | | 本州製紙勤労部長 |
| 19 | 古 | 屋 | 芳 | 雄 | 日本家族計画連盟会長 医博 |
| 20 | 小 | 山 | 進 | 次郎 | 厚生省保険局次長 |
| 21 | 久 | 保 | 秀 | 史 | 厚生技官 国立公衆衛生院 医博 |
| 22 | 工 | 藤 | 昭 | 四郎 | 東京都民銀行頭取 |
| 23 | 釘 | 宮 | 太 | 郎 | 日本陶器勤労部長 |
| 24 | 久 | 米 | 愛 | | 弁護士 |
| 25 | 松 | 岡 | 駒 | 吉 | 衆議院議員 |
| 26 | 馬 | 島 | 禰 | | 日本産児調節連盟委員長 医博 |
| 27 | 三 | 原 | 信 | 一 | 毎日新聞社人口問題調査会事務局長 |
| 28 | 森 | 山 | 豊 | | 横浜市立大学教授 医博 |
| 29 | 灘 | 尾 | 弘 | 吉 | 文部大臣 |
| 30 | 永 | 井 | 亨 | | 人口問題審議会々長代理 経博 |
| 31 | 那 | 須 | 皓 | | 農村更生協会々長 農博 |
| 32 | 内 | 藤 | 誉 | 三郎 | 文部省初等中等教育局長 |
| 33 | 新 | 山 | 義 | 雄 | 日本軽金属総務部副部長 |
| 34 | 小 | 汀 | 利 | 得 | 日本經濟新聞社顧問 |
| 35 | 大 | 越 | | 新 | 常磐炭礦社長 |
| 36 | 岡 | 崎 | 文 | 規 | 厚生省人口問題研究所長 経博 |
| 37 | 奥 | む | め | お | 全国主婦連合会々長 |
| 38 | 太 | 田 | 敏 | 正 | 前日本钢管厚生課長 |

39	下 条 康 磨	経博 参議院議員
40	下 村 宏	人口問題審議会々長 法博
41	篠 崎 信 男	厚生技官 人口問題研究所調査部
42	鈴 木 勝 利	前東京芝浦電気勤労部副部長
43	館 稔	厚生省人口問題研究所総務部長
44	高 田 浩 運	厚生省児童局長
45	滝 田 実	全国労働組合會議々長
46	田 中 長 茂	新生活運動協会事務局長
47	谷 野 せ つ	労働省婦人少年局長
48	寺 中 作 雄	元文部省社会教育局長
49	寺 尾 琢 磨	慶大教授 経博
50	床 次 徳 二	衆議院議員
51	友 枝 高 彦	社会道徳協会々長
52	牛 丸 義 留	厚生大臣官房総務課長
53	渡 辺 智 多 雄	読売新聞社図書編集部長
54	渡 辺 定	寿命学研究会理事長 医博
55	渡 辺 敏 三	東武鉄道取締役
56	山 際 正 道	日本銀行総裁
57	山 口 正 義	厚生省公衆衛生局長 医博
58	山 中 篤 太 郎	一橋大学教授 経博
59	山 本 松 代	農林省生活改善課長
60	山 本 杉	医 博
61	山 室 民 子	社会道徳協会理事
62	山 高 し げ り	地域婦人団体連合会々長
63	安 田 巍	厚生省社会局長
64	矢 島 八 洲 夫	朝日新聞社取締役
65	芳 邑 眇	日立造船株式会社人事部長

人口対策としての家族計画の普及に関する決議

(昭和29年6月14日)

わが国過剰人口の重圧を除去する根本方策は人口増加の調整にある。人口増加の調整はかかつて出生調整と海外移住にある。

海外移住はただに人口政策の見地ばかりではなしに種々の重要な意義をもつことはいうまでもないが、この特別委員会においては、この問題については、別途にこれを審議することとする。

出生調整の基礎は、家族の生活水準及び健康の保特向上を目的として、各夫婦が自由かつ自主的に、子女の数及び出生間隔を合理的、計画的に調整するところの「家族計画」の普及を促進することにある。家族計画の手段は、受胎調節によるべきであつて、墮胎、人工妊娠中絶及び人工不妊の乱用を極力防止しなければならない。

ここにかんがみ、政府は、すみやかに、総合的人口対策の一環として、家族計画実践の普及を推進徹底せしめる強力適切なる方策を確立実施することが必要である。

現行優生保護法は母性保護の見地から、一方、人工妊娠中絶に関する規定を設けるとともに、他方、受胎調節の指導及び普及に関する規定を設けている。また現在政府は、「人工妊娠中絶は母体に及ぼす影響において考慮すべき点があるので、かかる影響を排除するため受胎調節の普及を行う必要がある」として、母性保護の見地から受胎調節普及政策をとつてゐる。これら母性保護の見地からする受胎調節普及政策は、その歴史的意義を認めるにやぶさかではないが、人口対策の見地よりみれば遺憾な点が少なくないし、またその効果にも自ら限界があるものと思われる。これ等の諸政策は、総合的な人口対策の一環として統合されてはじめて遺憾なきを期し得るものと考える。

以上の方針に基き、人口対策の一として家族計画の普及を促進する対策を探る

に当り、特に留意すべき事項は概ね以下のとくである。

1. 家族計画を普及する政策は、人口対策としてのその目的を明らかにし、家族計画の理念の普及徹底をはかり单なる受胎調節技術の指導に終始してはならない。がんらい家族計画の理念は近代的合理主義に基く生活態度であるから、それは人口対策を目標とする生活指導であるべきである。
2. 家族計画の普及は勢のむくままにこれを放任すれば、とかく真にこれを必要とする階層に容易に普及しない傾があるから、特にこのような階層に普及するよう指導上留意するとともに受胎調節手段の無償または廉価配布の実現に努力する必要がある。

殊に生活保護法の適用を受ける家族に対しては、受胎調節手段の無償配布を行い、また、国民健康保険その他の社会保険の給付として、受胎調節手段を配布し得るよう処置することが望ましい。

3. 一般に、都市に比べて農村においては家族計画の普及が一そう困難であるから、特に農村における家族計画の普及を促進することに努める必要がある。
4. 都市において、地域的集団指導が必要であるこというまでもないが、特に工場、鉱山等における職域的集団指導に努める必要がある。
5. 受胎調節普及の現状にかんがみ、特に妻の年齢30歳未満の夫婦について家族計画の普及を促進することに努めることが必要である。さらに、結婚の時からこれを指導する方針をとるべきである。
6. 保健所、優生保護相談所、その他一切の指導機関並びに指導者の養成訓練の拡充強化をはかるとともに、特に民間指導機関の積極的協力を促し、現在の指導組織上の摩擦や制限を調整し、家族計画指導普及組織の強化拡充に努める必要がある。
7. わが国の家庭生活の特色並びに社会の各階層における家庭生活の実態に適応した受胎調節技術に関し不断の調査研究を必要とする。
8. 家族計画普及の実態に関し不断の調査研究を行ないその普及指導方策の指針としなければならない。
9. 性に関する正しき知識の普及指導をはかるとともに健全な結婚及び性に関する道徳の高揚に努めなければならない。

10. 家族計画の本質にかんがみ、それが普及の客観的条件の成熟に留意しなければならない。すなわち、国民経済の高度化を推進し、国民の生活水準の向上をはかり、文化生活に対する欲望が高揚されなければならない。
11. 生産年齢人口激増必至の現下のわが国においては、家族計画の普及が家計費の膨脹を緩和し、生産年齢人口激増期における重要な対策の一であることを軽視してはならない。
12. 家族計画の普及による出生率の減退が死亡率の改善と相まって、人口の老年化傾向を促進することはこれを認めなければならない。人口の老年化によつて生じる諸問題に対しては別途適切なる人口対策を考慮すべきである。また、人口の老年化に関する諸方策が家族計画の普及を促進する条件の一であることを見逃がしてはならない。
13. 家族計画の普及をはかる諸対策に優生学的考慮を浸透せしめるとともに、人口資質の積極的向上をはからなければならぬ。人口の資質向上に関する諸方策については、別にこの、特別委員会において検討する予定である。

以上

人口収容力に関する対策要綱決議

(昭和29年11月5日)

第1 前 文

日本の人口は大正の末ごろから約10年毎に1,000万人ずつという相当はげしい増加を示しつつあつたが、これに対して経済も成長、発展したので、曲りなりにも人口過剰のもたらす圧力を堪えてきた。ところが戦後においてはこのような経済の側の諸条件がすべて縮少してしまつたにもかかわらず、人口の方は戦前以上の増加の勢を示しているところに、今日の人口問題のはげしさと困難がある。なるほど戦後もこの数年来は特に鉱工業生産などは非常に増加してきており、また人口の面に於いては出生の割合がかなり低下して今後における人口増加の割合の緩和もみこまれるようになつてきた。とはいものの、たとえ今日から出生が零になつたとしても15~64才の生産年齢人口部分は今後10数年間毎年平均100万人以上確実に増加する。のみならず、日本の人口動態統計史上前例のない低い出生率を示した昭和28年においてさえも出生率と死亡率の差である自然増加率は戦前の高水準に匹敵している。だからこの現在の増加人口をどういうようにして社会経済的に収容していくことができるかという問題は、きわめて重大な課題となつてゐることを否定できない。しかるにこの問題を考えるとき、まず現在のわが国人口問題が、多分に新らしい変化によつて起つてきつつあることをみとめることが大切である。

(1)

- (1) 人口増減に關係のある結婚と出生と死亡という現象の中で社会経済の動きともつとも密接に関連して動くのが結婚であることは広く知られている。男子の初婚年齢は戦前(昭和10年頃)に比較すると戦後においてはつきりと早婚化している。ところが、出生に直接關係のある女子の初婚年齢は戦後において少し若くなつた傾向があるけれども必ずしも早婚になつたとは断定できないし、特

に昭和24年以降は再び結婚年齢がおくれかけている。だから、戦後の結婚の動きは人口の増減に対して余りはつきりした新らしい傾向とか変化とかを示しているとはいがたい。

(2) 従来は、出生の割合も死亡の割合も少しずつ減る傾向をもつていた。とはいがもの、それはいわば多産多死という形での人口増加であつた。ところが、戦後は出生の割合も目にみえて減つてきたが、特に死亡の割合は従来に予想が困難であつたほど大きく減つてきている（すなわち昭和 9～11 年平均の出生率、死亡率に対する昭和 28 年の低下の割合は、前者が 30% であるのに対して後者は 40% にも達する）。つまり現在の人口増加の特色はいわば少死による人口の増加に変りかけているところにあるといえる。

(3) この少死の傾向は、戦後の国民の消費水準の回復期と重りあつてはいるけれども、たとえば昭和 9～11 年頃の消費水準と死亡割合とにくらべると必ずしもこの水準の上昇の結果死亡の割合が減つたとのみはいえない。

また都会と農村あるいは第 1 次産業乃至第 2 次産業の人々にわけてその死亡の様子をみると、利用のできる資料から判断するかぎり、そこには出生の割合にみられるような大きなひらきはみとめられない。つまりちがつた地域や産業の人々の間での死亡の割合は、差も少くまた下りかたも一様である。従つて現在の人口増加の中心となつてゐる死亡の割合の減少という事実は、比較的、社会経済の動きと切り離された形で起つてきているといえる。その意味では人口の増加と社会経済の動きとを対照させてみるとそのつりあいが人口の方から破られているといつた形をみせているといえるであろう。

(4) しかし、尚つつこんでこの少死の現象の背後をみると、実はこの死亡の割合が減つたのは、必ずしも病気にかかる人の割合が減つた結果であるとは考えがたい。たとえば厚生省が昨年 4 月現在で行つた調査によると、直ちに結核の医療を必要とする者が 292 万人にも達し、これに要注意者要休養者をも加えると 550 万人となり人口 100 人について 6.4 人の割合で結核の脅威にさらされていくことになる。つまりわが国民の健康状態が著しくよくなり、それがそのまま死亡の減少になつたとのみはいえないわけである。だからこの事実はわが国の

最近の死亡の割合の減少と社会経済の水準の恢復あるいは上昇との間にギャップがあることを示す一つの証拠だともいえるであろう。

(5) ところが出生の方は、このような死亡の状態とは異なつて社会経済の関係に非常に深くからみあつてることに注目される。全体の人々の間で平均して出生の割合が減つているようにみえてはいるけれども実際は産業の各部門、あるいは、一つの産業でもその中の部門部門でかなりの差異がある。たとえば第1次産業の中心である農業は多年わが国の出生增加の中心であつたし、今でもその傾向は強い。しかし、最近には専業農家（それも規模の大きいものと小さいもの）あるいは耕作面積が少くて農業だけでは暮せない兼業の農家あるいは農家から脱落していくような地位にある農家、さらにまたごく限られた一部分ではあるが近代的に機械化された農家等では、それぞれ出生の傾向がかなりちがつていて、出生の割合のきわめて高いものからきわめて低いものにまで及んでいる。その相異は、以上のような農家の経済上の性格の差異から引きおこされる場合が多い。

また職業別に生れた子供の数をみると、昭和15年及び昭和27年の全国調査において、中小商工業主のような部門では農業者に次いで多くの子供を生んでいる。けれども労働者や俸給生活者ではこの調査期間においてかなり著しい減少を現している。地域別にみても出生率は大都市においてもつとも低く農村或は地方都市においてもつとも高い。戦前に比較してその地域差が多少とも縮少してきているがなおいぜんとしてかなりのひらきがみとめられる。

(2)

(1) そこで、人口を全体としてながめると、出生の割合が非常に下つてきたにもかかわらず、死亡の割合がむしろそれ以上に減つてきていている。そのため、人口の増加の割合は、戦前戦後を通じてもつとも低い出生の割合を示した昭和28年においてもなお戦前と同じ高い水準にある。しかも人口総数は、たとえば昭和10年頃と比較しても2,000万人も多くなつているのだから、今後人口増加の割合が下がるとしても当分の間毎年平均100万（いいかえると10年で1千万人）に近い増加はさけがたいといえるであろう。

もつともこのような増加を示している人口とそれを受けいれる側の産業との関係がどうなつているかをみると、ここ数年来特に鉱工業生産の回復増加は著しい。そして今までのところ、この増加人口は各部門の産業におおむね就業していて、少くとも表面上あまり失業者は多くないようにみえる。

しかし、更に仔細にみてみると、ここ2,3年来完全失業者や失業保険受給人員特に後者ははつきりと増加の傾向をつづけている。のみならず、このばかり特にその背後にひそんでいる我国産業や就業状態の特色あるいは問題として考えねばならぬような点を見逃すわけにはいかない。たとえば失業者ではないといわれても実際は失業者と同じような地位にある人々がすでに戦前から多数いるといわれる。あるいは就業といつても家族労働とか小さな自営業者とかの割合が諸外国に比してずい分高く、これもわが国の低い生活程度を反映するひとつの事例とされている。そしてこのようないわば不完全就業者とよばれている人々の数も発表されている統計によると昭和26年以来急激に増加の傾向を示し本年3月には260万人に達しているともいわれている。

だから総体としてみると現在の人口の増加はいわゆる人口の過剰ということができるであろう。しかし同時に今次戦争によつてわが国経済の種々の条件特に輸出入の縮少などがおこつてゐるから、過剰とは人口のみの変化による過剰ではなくして、人口と見合う経済の縮少もまた人口をして過剰ならしめるのに有力に作用していることもみとめなくてはならない。だから現在の人口増加の引きおこす問題は、生産年齢人口の激増、いいかえると毎年就業の追加を必要とする人口の激増に対してそのような就業の機会を与えるべき経済活動の面では逆に縮少があつたのでこの間におきてくる不釣合を、人口と産業の両側面から今後どう解決しなければならないか、ということになるのである。

(2) そこで今後増加する生産年齢人口のうち就業を必要とする人口がどのくらい産業に吸収される見込があるかを戦前の実際の傾向から推計してみると、その吸収が非常に困難であることがわかる。15才から64才までの生産年齢人口は昭和25年の4,960万人から昭和40年には約6,690万人になる見込んだから、年平均増加は約115万である。このうち就業しなければならない人口は、従来の

就業人口増加割合から計算してみると約75万人に達する。ところが過去の日本の産業の就業人口吸収率の発展（大正9年から昭和10年にかけての）が今後も（昭和25年から40年にかけて）同じように行われるものとしても毎年平均して産業に追加吸収される見込のあるのは、わずか36万人位で、毎年就業を必要とする人口の半分にも達しない。

そうすると、毎年平均約40万近くの人口が失業することになり、10数年後には働く能力と意志をもちながら働くことの出来ない失業者が560万人にも達する計算になる。

(3) ところが、このような不釣合の一方の条件である人口について考えておかねばならないことは、人口を変動せしめる根本原因である出生と死亡の性格が非常に異なつていることである。

人はだれでも長命を求めるものであるから死亡は社会的には個人の意思や希望によって異ならない現象であるといえるのに対して、出生は常に個人の意思なり行動なりを経由しないとおこらない現象である。だから出生の割合だけから考えると、死亡の割合とはちがつて、現在の人口増加の圧力が今後において現在と同じように減るともあるいは逆に減らないとも今から予定することが困難である。零細な農家とか小商工業者とか現在高い出生の割合を示している産業や職業の部分に就業している人々が今後減らぬでふえるようなばあいには、広く現在以上に出生調節が行われないようになるばあいと同様に人口増加の圧力が減らなくなるから、差当つての人口と産業との不釣合が一層人口の側面から強化され、問題が今よりもつと大きくなることが考えられる。

(3)

(1) 当面の人口増加は、すでにのべたように増加のしかたが変つてきつつあることを示しているが、その変化はこれだけにとどまらない。増加のしかたと同時に人口の「構成の型」もここ10数年の間にいちぢるしく変つてくることを予想させる。そしてこの「型」の変化もまた当面の人口問題の重要な一つの側面をなしている。

(2) 現在の出生と死亡の割合をもとに考えてみると、今後当分の人口の増加中心

部分は、生産年齢人口（15～64才）になる。ということは人口の増加の型が今までとはちがつて幼少年層でふえないで青壯年層でうんとふくらんでくることを意味している。この増加する人口部分が生活していくためには、経済の面からみれば、彼等に食糧を与えるという形ではなくて、働く場所を与えるという形がとられなければならない。

- (3) また人口の年齢別構成が変つてくるので、その消費する物資従つてこの物資の生産、流通にかかわる産業の構造もまた当然変つてくる。
- (4) 人口の以上のような増加とその増加のしかたの変化ならびに人口の型の変化が生ずる期間、すなわち変化の速度もまた問題の大きさに影響するところが大きい。わが国の現状ではこのような変化が比較的短期間にできあがる見込が多い。

第2 対策要綱

このような人口増加とその変化に応じた経済の発展を実現すべきことは必至であると共に、多くの困難をもつてゐることは卒直に認めねばならない。従つて、この問題を解決するためには、まず、わが国全体をあげて堅い決意と努力とが不可欠である。

その前提の上で考慮されねばならない根本方針はおおむね次ぎの3つに要約できるであろう。

1. 合理的な就業機会の増大を中心とした経済の計画化及び産業構造の徹底した再編成。
2. 特に生産年齢人口の激増するここ数年間についての短期対策と多少遠い将来にわたつての人口増加の推移に対応する長期対策の樹立。
3. 前項政策を円滑に推進せしめるために、同時に平行して失業対策、社会保障その他広汎な社会政策の合理化と拡充。

このような根本方針に従つてとられるべき人口収容力対策の要点を示すとおおむね次の如くである。

(1)

- (1) わが国経済の力はここ数年来かなり急速に戦前の状態を回復しつつあるとはいえ、国際競争の激化しかつ変化した現在なお国際水準からみると劣つております、資源、市場等の増大は必ずしもよいではないと考えられる。そこで当面の人口増大の圧力に対して不足する経済力を有効にはたらかせ、また思わざる社会不安の発生を防ぐためには、経済の発展をはかる体制として、できる限り計画的、組織的であることが必要である。
- (2) 戦後の経済回復を進めるに当つては事態の必要から生産の増大を求めるのに急であつたけれども、今後は経済の発展が就業機会の増大を最も重要な目的とすることをはつきり打出さねばならない。このことは当面の人口対策からして必要であるのみでなく、ひろく、いわゆる完全雇用の目標からも当然の必要とされるであろう。従つて、またそのような就業者の増加がはかられる場合は、在来のままの就業増大、いいかえると、今日非常に多く存在しているといわれる不完全就業者のような形での表面上の就業者の増加ではなくて、近代的雇用の合理的拡大という形がとられなければならない。
- (3) 従来でも人口が日本経済に対して負担にのみなつていたわけではない。現在の日本産業からみる場合、人口と産業の釣合の上で再び現在と同じ困難を繰返しておこさぬためには、産業の側面からいつても人口の不釣合な増加をうまぬような就業の機会を産業自ら作り出すことが少くとも長期的な見方から必要不可欠である。

(2)

- (1) 人口の増大に応じて就業の機会をふやすためには、経済規模の拡大が必要であり、そのために、資源、市場を増大する努力が必要であることはいうまでもない。しかし、特に今次戦争前と異なり、原料はもちろん食糧ですら輸入に依存せざるをえなくなつた現在のわが国の経済にとつては、人口収容力からいうと、これまでの程度以上に貿易の規模の拡大がますます重要となつてくる。つまり、国内での資源、市場の増大も必要であるが、同時にあらゆる方法を用いて貿易関係を拡大することが要請される。特に貿易関係では戦前に比してもまだ正常な通商関係を回復していない地域が多いこと（たとえばソ連、中共はも

ちろん東南アジア諸国), ガット等の国際貿易機構へまだ加入していないこと等, いわば日常の取引を始める以前の条件さえ整備していないことなどはできるだけ早く是正されることが要請される。と同時に各国の経済発展によつて世界の貿易市場の構造もこれまでとはちがつてきつつあるから, そのような変化にこたえる新しい貿易対策をたてる必要であろう。

(2) わが国産業の特殊性を考えつつ, 第1次, 第2次, 第3次産業の組合せを高めて就業の機会を増加すべきである。

- 1) 第1次産業特に農業は, その経営の多角化とかあるいは合理化等の方法を進めることは就業機会の点からみればそれを直接増大する効果があるかどうかは, 疑わしいとしても, 出生をめぐつて人口増加の圧力を緩和する対策からは望ましい。
- 2) 第3次産業では, たとえば小商業が無拘束に従来のようにふえることは, 就業を増加せしめて人口増加の圧力緩和に役立つようにみえても, 妥当でもないしまた望ましくもないから, むしろこれになんらかの合理的な枠ができるだけ自主的に作り出す方向に導き, その上での発展をはかる必要がある。そして就業の増大のためには, 交通, 運輸その他第2次産業の発展と直接に結びつくことの深い部分を中心にしてその発展を進めるべきである。
- 3) 就業増加のためには, わが国の現状では第2次産業が一番重要である。そしてひろく, 雇用の量が大きいことしかも同時に純生産物が相対的に大きく原材料等の需要への圧力が比較的に少い産業部分たとえば化学工業の如きをえらび, 計画的にその発展を進めることができ。たとえばその場合, わが国のいわゆる生産財生産部門の産業(たとえば金属, 機械関係)は単位労働力でくらべると, 必ずしも消費財部門の産業(たとえば紡織業)よりも生産的であるともいえない。しかし労働力も多く雇用し, 又原材料の使い方では比較的に有利であり, 且日本の全体の生産から考えると, 国内でそのような生産財部門が成長してくることは, 結局において消費財部門と一体になってわが国の産業の生産上の力をふやすことになるのであるから, この点もまた産業部門の選択にあたつて充分に考慮されなければならない。

特に輸出関係では, 販路の確実でかつできるだけその原材料の自給できる

ものが選ばれるべきであることはいうまでもないが、具体的にはたとえば、すでに世界市場において品質、ブランドその他の点で存在をみとめられているような高級製品、近代的生産方式によつて中小企業が製造している耐久消費材、後進国の工業化にともなつて輸出の増加が期待されるもの（たとえばプラント類）あるいはこれらと結びつく原料、素材、半製品等を生産する部門等を發展せしめなければならないであろう。しかし、輸出の拡大をはかると同時にいろいろと困難の多い輸出にあまりに偏向しないようにできるだけ輸入（特に消費財、完成財の輸入）依存の割合を国内開発（あるばあいには消費規制）によつておさえることも就業機会増大のために必要とされる。

（3）

- (1) 就業増加に必要な資本の調達には多くの困難が予想されるからあらかじめその対策をたてることが望ましい。
 - 1) 財政的方法による資本の増大が今後も重要であるけれどもそのばあい前のべたような計画と産業の選択が人口対策上必要である。また外資の導入はこのような就業の増加に役立ちかつ同時に日本の産業の将来の發展を阻害しないようなばあいには望ましいであろう。
 - 2) 資本の蓄積は、ややもすると国民の消費水準と衝突するばあいがあるから合理的な労使関係を保証すると共に公私の厚生施設の社会的拡大をすすめる必要がある。
 - 3) わが国では、産業の發展の歴史と需要の性質と更に比較的に多い労働と比較的に少い資本の供給上の不釣合とから、中小企業がひろく生れてきており今後もその状態はふえこそそれ減るとは考えられない。ところがこのような経営体はしばしば就業の場としても問題があり、また出生調節の面からいつても問題であるので、中小企業の組織化等による合理化をはかることが人口対策上からも必要である。
- (2) 増加する人口を産業に就業させるためには、そのための産業的教育を改善拡充する必要がある。
 - 1) これまでの義務教育の中へ一層就業機会と計画的に結びついた産業教育活

動を入れるとともに、このような教育活動を年齢的にも延長し、低年齢層の労働市場への圧力をへらすことに役立つことが必要である。

- 2) 産業的教育を就業の条件と結びついた実際的なものとすると共に応用の巾の広い教育計画を樹立実行することが望ましい。
- (3) 上述のような多方面にわたる施策を講ずるとしても、少くとも過渡期において、増加人口に対して充分な就業の機会を確保するにはいろいろな困難が残るであろうから、この就業の不足に対してはやはり当面の失業対策を拡充することが必要であると共に他方組織立てられた社会保障的施策をそなえることが必要である。

(4)

- (1) 就業の増加を必要とする時期には山があるから、問題の発展の度合に応じて対策を行うことが必要である。特に現在はデフレによつて就業が圧縮される傾向がある。その上に今後数年間に就業増加の必要の圧力はとみに高まると考えられる。であるから、その時期に対してはできるだけ弾力性のある対策をもつて就業機会をあらゆる方面にふやすようにしなければならない。
- (2) なお以上の対策とならんで、次の如き啓發運動と研究とを行うことが絶対に必要である。
 - 1) 人口問題に対する対策は、人口のありかたについての一般国民の深い理解が窮屈の必要事である。従つて、あらゆる方面から広く社会全体の人口問題に対する理解を得る努力活動を常時行うとともに、大学その他の研究機関における基礎的な人口研究の普及発達をはかる必要がある。
 - 2) 産業と人口との間の適切な関係をつかみ、将来の持続的な対策を立てるよりどころをあきらかにするために今から経済の方向からする適度人口規模についての実際的調査を進めておくことが必要である。
 - 3) 産業を拡大し、就業機会をふやすためには、これを支える資源利用の向上、生産能率の質と量との両面にわたる向上が不可欠であるので、わが国科学技術の一層の発展をはかることが必要である。

(5)

以上は、人口収容力の見地からみた人口対策の大綱を総論的に指示したものであつて、各論的、実践的な主要事項については、逐次、審議を完了した都度、決議を行う予定である。

〔附 帯 決 議〕

人口問題全国会議(仮称)開催提唱に関する
決議

本決議の趣旨にかんがみ現下の人口問題に対する理解をひろめ且研究調査の発展に資するために、わが国各方面の人口問題に关心のある人々をもうらする人口問題全国会議(仮称)を関係機関ならびに団体の協力の下に開催することを提唱する。

潜在失業対策に関する決議

(昭和 31 年 12 月 14 日)

まえがき

第1部 潜在失業の現状分析

第2部 対策の緊急性

第3部 緊急対策

まえがき

かつて、われわれは、わが国の人団問題の中心が大きな雇用問題であることを明らかにした（本会中間報告「今後の人口と就業」昭和 28 年 12 月、参照）。異常な人口の圧迫から発生する雇用問題の重大化についてその時われわれの行つた見通しは、その後現実の事実として現われてきた。いな、むしろ現実の事態はわれわれが予想したところよりも一そう深刻なものがある。

この一両年、豊作その他の経済条件の好転によって、わが国の経済は、全体として、かなり拡大したことが認められるけれども、その内部の不均衡は一向に改善のきざしがない。人口の圧迫は依然として最大の障害として作用しつづけている。生産年齢人口は毎年百万以上も増加しており、労働力人口は更にそれ以上の著しい増加をつづけている。労働力人口がこのように著増しているのは、女子や老人で労働市場へ出てくる者が最近ますますふえてきたからである。このような形の労働力人口の増加は、どうみても、合理的な雇用の増加とはいえない。毎年百万を大きく上廻る増加就業者の過半数は、生産性も低く、所得もまたきわめて低い、いわゆる潜在失業の就業者の増加として行われているものと推定される。こうして人口の雇用に対する圧力はふえこそすれ、減つているとは考えがたい。

このような状態に対する基本的対策の大綱についてはすでにこれを発表したので最早繰り返す必要はないであろう。（本会「人口収容力に関する決議」昭和 30 年 1 月 参照）。

われわれは今それを潜在失業対策として更に具体化し、緊急にこれが対策措置を講ずべき段階に達したと考える。潜在失業対策は、差しせまつた当面緊急の対

策として一日も早く着手されねばならないものであるが、それが同時にわが国経済の基本的構造的な矛盾と対決しようとする一大英断を必要とするものであることはいうまでもない。

潜在失業とは、表面からみれば就業であるが、正常な就業とみることのできない就業であり、わが国では既に二十数年前からその存在が指摘され続けてきている事実であつて、わが国経済の痼疾化しつつある矛盾である。それは就業ではあるが、著しく低い生産性とははだしく劣悪な所得水準の下に、しかも當時多量に存在し、かつ不斷に再生産されつつある現象である。その就業としての実態は、不完全就業というよりはむしろ失業の一形態と考えらるべき「就業」であり、失業対策が当然に取りあげなければならないところの状態、すなわち潜在失業と呼ばるべき現象なのである。

わが国では、不況期にあつてさえ、完全な失業者として顕在化される者はきわめてすくない。いわんや人口増加の圧迫から強化される雇用の相対的不足はほとんど失業としてあらわれることなく、失業は、恰も武蔵野の逃げ水の如く、潜在失業として吸収されているのである。このように潜在化し、かくされている失業も、今まででは当たりまえのこととして見過ごされ、否、見過ごすことがむしろ便利だとして政策から「政治的」にさわられずにきたものであるが、最近の諸情勢は、後にのべるように、もはやこれをそのままにしておけないような限界点に到達した。

今日のわが国ははげしい歴史的転換期にある。国民経済は一段と産業の構造を高度化し、これによつてその生産力を画期的に上昇させなければ今後の国際競争のうちに生きながらえてゆくことができない。それに応じて国民生活もまたいままでのよう非合理的で非能率的な生活態度を脱却して、もつと近代化された高度高能率の合理的な生活水準に移行しなければならない。そのためには、長期経済計画の上に立脚した人口の量および質の適正化が必要であることはいうまでもない。

しかし、今日のわが国の雇用問題の本体は単に労働力人口が異常に激増していくという事実の中にのみあるのではない。それはむしろわが国経済が膨大な低位産業部門をかかえていて、これら生産性の低い家族経営的な産業部門に国民の過

半を生存させてきたという事実の中にある。生産年齢人口の激増ももともとこのような産業構造の中で温存されてきた大人口を母胎としてこそ現われてきたものである。したがつて、われわれが取り組まねばならない潜在失業問題の本質は、単に失業者がたやすく潜在化されるという個人的な事実よりも、むしろひろく潜在失業現象を可能にしている社会の場それ自体の中にある。しかもそのような場は生産年齢人口の圧力のために一そう拡大され、これまで以上にその就業人口を大量に潜在失業化しようとしているのである。

戦後 10 年、すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなくしては、もはや今後の発展を期待することは不可能であろう。否、潜在失業は大きな社会不安の温床とさえなってきた。われわれは、この深刻化すればするほど自ら社会に訴える声を弱くする潜在失業を進んで人口対策の焦点に取りあげねばならない時期に到達していると考える。

第 1 部 潜在失業の現状分析

1. 農業は戦前よりも進んだ技術水準において戦前以上に外への労働力を就業させている。農業経営の多角化も若干進歩しているが、耕地面積は明らかに戦前よりも縮少している。終戦直後における農業の超過剰就業状態はすでにほぼ清算された。そして最近は緩慢ながら零細兼業農家の農業離脱過程も進行しているが、しかしそれは、過剰な農家戸数の合理的な再編収縮運動というよりも、むしろ全農家を襲いつつある兼業化過程の末端に現われたその余波にすぎない。そして過小農的生産体制下の 600 万の農家と 3.700 万の農家人口の不動の存在それ自体が、わが国経済の特異体质の、いいかえれば潜在失業的就業をたやすく発生させる生産様式と労働形態の最大最強の基盤であるという事実には依然としてかわりがない。
2. 農業部門は依然として膨大な潜在失業をかかえこんでいるけれども、昭和 5, 6 年頃のように都市の失業までも吸収してしまうような潜在失業の貯蔵所としての役割りをこれにおしつけることは、単にわが国人口構造の変化の上からみただけでも不可能事となつた。それだけ潜在失業の問題は都市の産業部門において一そうその深刻さを増しつつある。零細な商業やサービス業部門での就

業者数の激増や、日雇労働者の増加と定着化傾向などは、このことを最もはつきりと実証する事実である。そして、このような都市人口における潜在失業層の拡大は、潜在失業問題を、国民統治的にもまた社会的にも、いよいよ緊急なものにしている。いいかえれば、基幹産業部門における近代的合理化と過剰人口の潜在失業化傾向とを別々の産業や都市と農村とに分りわけて始末しようとした今までのようなゆき方は、上の点だけからも、もはや不可能になってしまった。

3. 潜在失業症状の濃化は低位就業者の累年増加の傾向の中にもつとも明白に看取される。たとえば、労働力調査の結果によつて、全就業者を就業時間別に分けてみると、週 35 乃至 48 時間という最も正常な形の就業者は年毎に減つていて、逆に週 20 時間未満あるいは週 60 時間以上というような短時間就業者と長時間就業者は年々いちじるしく増大している。しかも、このような傾向は、最近就業者を余計にかかえこんだ部門、即ち産業別には非農林部門で、またその中でも業態別にわけると自営業部面において著しい。
4. 年平均 120 -130 万にものぼる最近の增加就業者の過半は主として非農林部門における零細自営業や低賃金の零細企業部門に吸収されている。産業別には商業およびサービス業への就業が目立つて大きい。この種の就業形態こそ潜在失業の宿り易い典型的地盤であることはいうまでもない。もちろん、製造工業部門でも就業者は相当に増加しているが、その就業先を経営規模別にみると、その大部分は中小工業や更に零細な家庭工場などの増加である。
5. 新規学校卒業者の就業状況をみても、その大部分は中小企業と家業へ吸収されており、中学校卒業者においては小工場の工具となるものが多いのが目立つている。
6. 日雇労働者も増加の傾向にある。かつ日雇労働者は、戦前は主として農村零細農層からの横すべり移動であつたのに対して、今日ではおもに都市の諸産業からの落層人口によつて補給されている上に、一時のプールではなく、恒久的な働き場に変化し、停滞化した就業者群を作り出しつつある。
7. 家内工業もまた、旧態依然たる非人道的といつてよいような労働条件の下で多数かつ公然と存在している。たとえば、山梨県の郡内地方における零細な

紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態を述べてみると、朝は6時ないし7時から夜は8時、9時までの14時間労働を普通のこととし、場合によつてもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月3,4千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売り的形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれら被傭者と同じように働かされているわけで、家族従業者のそのような労働形態が住み込みの被傭人にも同じような過重労働を強制しているわけである。

8. 各産業における賃金格差は極めて著しく、その上ほとんど改善のきざしもみられない。従業員が30人未満の小工場の工具賃金は、従業員1,000人以上の大工場のそれにくらべると半分ちかくに低いものであるが、更に従業員10人未満の零細工場になると半分以下にも下つてくる。近年好況の余波は次第に中小企業の方にまで浸透しあげたといわれてはいるが、経営規模別の賃金格差は逆に最近むしろ拡大傾向を示している。
9. 低所得就業者数は今日すでに膨大な数に達している。その計量は技術的にいろいろの問題点をふくんではいるが、総計約4千万人の全就業者中、600万ないし700万、即ち優に1割5分をこえる部分の者は、現在国から扶助を受けている被保護世帯の生活程度とあまり違ひのない生活を余儀なくされるような労働所得しか与えられていないものと推計される。しかもこれら低所得就業者の半数ちかく約300万は、農林または非農林業の自営業主としてないしは30歳から65歳までの男子被傭者として、いずれも独立世帯の責任者と考えられるもので占められている。
10. この低所得就業者層は、今後十数年の間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実施されないかぎり、更に肥大するとも収縮する公算はきわめて少い。

以上、現状分析の結果を更に要約すれば次のとおりである。

1. 潜在失業層はきわめて膨大な量に達し、かつ最近は都市においてもまた急速度に肥大しつつある。
2. 国民経済の成長に対応して潜在失業層もまた肥大しつつあり、少くとも現

象的事実として両者は明らかに相互背反的運動形態をとつている。

3. 潜在失業層はそれ自身においてもまた、最近の「厚生白書」で示されたとおり、貧困と疾病との相互的拡大その他の悪循環的運動を余儀なくされている。

第2部 対策の緊急性

1. 国民経済構造上の欠陥が人口問題として痼疾化しているので、対策がむずかしいことはいうまでもないが、対策の緊急性についてもとかく忘れがちである。しかし今日その対策を確立しなければ国民経済の今後における正常な前進是不可能であるし、放置すれば潜在失業問題をいよいよ深刻化し、累積される社会不安が爆発する危険も大きい。
2. 国民経済的採算の上からみて差し当つての障害を列記してみても次のような諸事実を指摘することができる。
 - (1) 非生産的な零細農家が農業を離脱することもできずに多数滞留していることが米の生産費を不当に高いものにし、ひいては商品価格の国際競争力を弱くしている。しかも現在の多分に保護政策的な米価ではかつても米生産農家の約2割ないし2割5分はその生産費をつぐなつていない。その上、このような非生産的な零細経営が都市の失業者の吸収体として果してきた社会的機能は今日では著しく小さいものになつた。
 - (2) 低所得就業の増加は単に要保護世帯を増加させているばかりでなく、疾病的増加を通じて社会保険制度の危機をさえひき起している。現行の生活保護法による被保護世帯が保護をうけるようになつたのは疾病を原因としているものが特に多いばかりでなく、一般人口のばあいにおいても所得階層と疾病率とは極めて密接な相関関係を示している。
 - (3) 現行の失対事業は、事業として全く生産性に乏しく、しかもその費用は今後ますます増大過程をとること必至である。
 - (4) 底のない低賃金は本来非労働力であるべき者をも労働市場へ駆り立て労働市場の圧迫をますます強化しているのみならず、更に家事労働力の不足が正常労働力の労働能率を引き下げるという悪循環をひき起し始める危険はきわ

めて濃い。

- (5) 極端な賃金格差で隔離された無組織労働者層の存在は、成立しつつある労働組合運動への脅威を意味すると同時に、労働組合が生産性向上運動に全面的に協力しない理由もまたここにある。
- (6) 他方、極端な賃金格差があると、近代的産業部門でどのように合理的に労働力を収縮しうる場合があるとしても、それに対して大きな社会的抵抗がうまれるので、そのためかえつて臨時工制度の乱用や、水まし雇用の状況を余儀なくさせている。
- (7) 今後中小企業の輸出産業化が要望されるに当つて、ソーシャル・ダンピングのそしりをうけることが市場の拡張に大きい阻害要因となつてくることは疑いない。
- (8) 基幹産業部門における、生産力の高度化はそれほど新規に雇用を吸収するところではないので、雇用の増加は色々な形と産業部門での中小企業に期待せざるを得ないが、中小企業における潜在失業の就業の増加はすでに国民経済近代化のための資金の手当を著しく制限せざるをえないような状況になつてきている。
3. かりに国民経済的利害得失を考慮の外においても、潜在失業層の累増によつて深刻化されつつある社会悪や社会不安は、放置することのできない事実である。それは現在の経済体制そのものへの不信をいよいよ強化するわけであるから、早急に緊急対策を講ずることが必要である。

今日の世情はかつての昭和初頭の恐慌当時ときわめて似たところがある。昭和恐慌後に推進された産業合理化政策は国民経済の高度化に大きな寄与をしたものであつたが、そのしわよせは農村や中小企業に押しつけられた。そして民主主義的改善の希望を失つた農民や都市の小市民大衆の窮乏化が軍国主義的独裁の擡頭を生む社会的温床となつたものであることはいうまでもない。現状もまた当時と似たところが多く、人口の圧迫はむしろ当時以上に大きい。

第3部 緊急対策

1. 潜在失業対策は全体としての人口対策を前提としていることはいうまでもな

い。切離され、孤立した潜在失業対策は無意味である。したがつていま潜在失業対策を考えるに当つては、まず、われわれがさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。われわれはさきに雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成と失業対策・社会保障の拡充完備という両面的、総合的な対策の必要を求めたのであるが、このような全面的対策を前提としてのみ、潜在失業への対策はとりあげられねばならない。くりかえしていえば、潜在失業問題の解決は、今日のわが国の場合、全国民経済の徹底的再編成をまつことなしには期待しがたいのである。しかし、一挙にすべてを望むことはかえつて何もないのと同じようなことになろう。そこで、今日の基幹産業部門における資本の高度化、生産性向上の努力に対応し、むしろそのような資本の高度化による雇用拡大効果もにわかに期待しがたいような限界点にいる国民大衆の生活問題の立場から国民経済の再編という共通の問題に接近してゆくという態度を確立することが肝要である。そして少くとも国民経済の前進がかえつて潜在失業層を肥大させ、潜在失業問題を深刻化させてゆくような悪循環的運動を停止させるに足る強力な措置がとられねばならない。いいかえれば、国民経済の拡大努力がその均衡を犠牲にして独走するようなことのないような保障方策を早急に樹立する必要がある。このような立場において、潜在失業を目標とする緊急対策を作り出さねばならない。

2. そのためには次のような一連の諸対策が指摘されるが、それらはすべて潜在失業に対する緊急対策という共通の趣旨と熱意を以つて行われることが必要である。

(1) まず第一に悪循環を立ちきるための戦略的要点として、現に潜在失業を地盤にして成立している就業部分に直接その失業的性格をなくすための対策をとるべきであり、その道として過去半世紀西欧社会でとりあげられてきた古典的手段をとりあげるべきである。すなわち、労働基準法中に既に最低賃金制度が制度として定められていることを再確認し、その「最低賃金制度」を早速実施にうつすとともに、これと並んで同じく最低賃金制度を中心とする「家内労働法」を制定することが必要である。その最低賃金水準は少くとも個人として独立にその労働力の再生産を保障するに足るものであることが

必要である。また両制度の実施に当つては、差し当つては、対策効果の最も著しい産業および地域をえらんで実施されることが妥当であるが、その際特にこの制度の原則的意義を社会的通念として浸透させる努力を不斷にあわせ行うことが必要である。

- (2) 上の対策趣旨を援護し、かつ最低賃金水準を次第に上昇させてゆくための一番大事な国民経済的保障として農業生産の近代化政策を強力に推進すること。この場合国民経済的採算に合わないような従来の保護政策を再検討し、農業離脱過程にある階層に対してはこれを農家として保全するよりもむしろ別途の救済方策を講ずるよう政策を合理的に二元化することが必要である。適格な農村工業の振興についてもこの際一段と努力されることが望ましい。
- (3) 以上の諸対策と並行し、とくにこれら諸対策によつて逆に潜在失業化されるであろう一部労働力に対するさし当つての手当としては (イ) 生産的な公共事業の拡大によつて余剰労働力の生産化を図るとともに (ロ) 社会保障制度を潜在失業に対する闘争の一環としてとりあげ、その趣旨にそつてこれを拡大強化し、零細事業の労働者のみならず、業主をふくめ全従業者にその効果の及ぶような道を開くことが必要である。

公共事業の拡大に当つては今日の非生産的な失業対策事業はできるだけこれに吸収してゆくことが望ましいが、その場合は労働力の地域的需給関係や所要労働者の質の問題の調整に十分考慮する必要がある。

また社会保障制度の拡充については現行生活保護法を最低賃金制度の内容と見合うように運営してゆくことが必要であるが、この場合、社会保障制度は単なる救貧制度ではなく、国民所得の再配分と国民経済の能率的運営のためにも欠くことのできない制度であることを再確認し、特に潜在失業対策効果の大きいものから重点的な拡充措置をとることが必要である。

- (4) 今後潜在失業の最もしわよせされてくる公算の大きい零細商業部門については、比較的自由競争と職業移動のはげしいところであるから、直接の制限方策をとるよりも全産業の最低所得水準の上昇策を推進する方が本筋だけれども、政策として許す限り自主的な調整組織が成長する道を開き、場合によつてはこれを組織すること望がましい。

- (5) 中小工業については、賃金、租税、技術等、企業自体によるその体質改善の実践を促進する方策をとると共に、可能な限り組織化の道を制度化して保証し、同時に、大企業との間の分野協定標準取引条件の確立等の措置を講じ、これによつて、中小企業を合理化し、合理化による生産力の増大、中小企業への合理化成果の還流の道を作り、中小企業の収益ならびに労働条件の適正化をはかるべきである。
- (6) 産業の生産性の向上に必要な個人的適応力を増進するとともに、労働力の適正な産業配分をも考慮した産業教育の整備を図ること。そのため労働市場の圧迫緩和に大きな効果を果してきた戦後の教育制度についても更にその産業教育化を徹底するとともに、成人に対する産業的再教育制度についても考慮することが必要である。
- (7) 国外雇用の道を開拓することが不可能でないことも忘れてはならぬ。一般に労働力の不足が伝えられる地域、あるいは、指導的熟練労働の不足が伝えられる地域が少くないことに省み、このような要求に適する労働力を期限つきで供給し得る公的組織を作り、少しでも合理的な雇用の場をふやすことに努めるべきである。

3. 長期国民経済計画に対する要望

- (1) 正攻法は雇用の正常な増加を第一とする。したがつて雇用問題を計画の中心的主題として取り上げること。ただしこの場合、わが国の雇用問題は常軌の経済拡大政策だけでは解決しえない事情にあることを自覚し、潜在失業問題の解決をめざす形のものとしてこれを取り上げる必要のあること。
- (2) 産業政策の重点が輸出貿易振興策にかたより過ぎる傾きが多いから、国土および国内市場の開発拡大政策に対してもこれと対等の重点をおくとともに中小商工業についてその体質ならびに環境にわたりその改善対策を長期的に確立すること。
- (3) 人口問題の解決を最終目標として人口構造の変動に即応して段階的な長期対策を立案すること、その第一段階として少くとも今後十年の労働市場の圧迫の異常に強化する時期を画し、それに対する第一着手として以上の緊急対策を強力に行うこと。

以上

新生活運動指導要綱

新生活指導委員会決議（昭和29年12月2日）

1. 趣旨

およそ人口問題は直ちに国民の家庭生活につながる。国民の家庭生活を刷新しその向上を図り、そこに現実的基盤をがつしり据えてこそ、われらの人口問題は力強くその解決の途につくことができる。

今日、わが国民の家庭生活は戦後の急激な社会変動の渦中にもまれ、刷新向上はおろか、ほとんどまつたく混迷の実情にある。

このままで行くと人口問題の解決もむづかしく、まして真に民主的な文化国家福祉国家の実現、国家緊急の経済自立のごときは到底望み難いところであろう。

こう考えてくると、あらゆる職域、地域にわたり国民の生活を刷新し向上させるために一大運動を展開しなければならぬことが痛感される。そして家庭生活の日常においてこの効果を十二分にあげなければならぬ。人口問題の解決はここにそのしつかりした基盤を得、眞の文化国家、福祉国家の実現もまたその上に立つて力強く約束される。

われらはこういう意味で、これから具体的で実際的な一大運動を展開しようとするのであるが、この運動を呼んで「新生活運動」という。

2. 目的

われらの「新生活運動」はもちろん人間の尊重、人間性の本質の上に立つ。要是生活の充足、人間完成のための運動である。よつてあらゆる職域、地域にわたり、近代的な道徳的、合理的、計画的家庭生活を実現するよう現状に即して具体的に指導し、基盤をここに置いて人口問題を解決し、ひいて眞に民主的な文化国家、福祉国家の建設に導こうとするのである。

関係諸機関および諸団体の協力と一般大衆の支持を得て、この運動が国民的に展開することを期待する。

3. 方針

この運動は次のような要領により現実に即し実際的に推進する。

- (1) この運動は近代的合理主義にもとづき、人と物と両面を兼ねて計画的で幸福な家庭生活を設計し、その刷新向上を期する。
- (2) この運動は特に家族の大きさを合理的計画的に調整するため近代的「家族計画」の理念にもとづく受胎調節の普及および実現を期する。
- (3) この運動はただに人口の量的調整にとどまらず、その質的向上を期する。すなわち、
 - (A) 自主的に、計画的な家庭生活を創造し、
 - (B) 心身ともに健康で優秀な能力をもつ人々を多数育成することに努める。
 - (C) この努力はやがて国の生産を増強しその経済の自立に有効でなければならぬ。
 - (D) 特に婦人の家庭生活における負担を合理化し、その人格を尊重し、家庭生活の安定向上を計ることに努める。
- (4) この運動は近くは家族間の縦横たがいの支え合い、進んで国家社会につながる人々たがいの連帯意識面を強調する。このような家庭生活の調和から出発して社会生活一般の調和を図り社会緊張を和らげるよう家庭道徳ひいては社会道徳の確立を期し、特に職場におけるその実践指導に力を尽す。
- (5) この運動は、あらゆる職域、地域にわたる。しかもそれぞれの職域、地域に適応した現実的で具体的な仕方により全国すみずみにまで浸透させ、すべての家庭がもりあがる自発的意欲をもつて実践するよう努力する。

4. 実施要領

(1) 宣伝

新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、映画、演劇等あらゆる機会を利用してこの運動の宣伝に努める。あわせて関係諸機関、諸団体の協力を得て、講演会、展示会等を開催し、宣伝用印刷物の大量発行を行う。

(2) 連絡提携

関係諸機関、諸団体にあらゆる機会を捕えて呼びかけることに努める。かねて職域的、地域的懇談会を開催し、事業所、地域社会の積極的協力を促進する。

(3) モデル事業所、モデル地域を設定

この運動を理想的に展開し世間に率先するとともに、この運動の向上発展に資する調査研究を行うためのモデル事業所、モデル地域を設け、特に入念な指導を行う。

(4) 新生活指導者の養成訓練

この運動の趣旨にもとづき、新生活指導者の養成訓練に努め、事業所または地域の需要に応じる。

(5) 参考資料の編集発行

この運動に関する事例集をはじめとして、道徳——社会道徳、家族計画、人口問題等に関する指導上の参考資料の編集発行に努める。

以上

